

〈 公 開 質 問 状 〉

松山市当局が公的機関及び公金を使って、ドラマ『坂の上の雲』と言う特定放送局の特定の番組を市民に視聴するよう勧めたことの憲法上の問題等についての公開質問状

中村時広 松山市長 様
松山市教育委員会 様

※

日本国憲法下の戦後民主主義のシステムにおいて、本来、教育委員会は、一般行政権力から独立した機構でなければならないはずのものだが、この『坂の上の雲』の問題に関して、上記両者は全く一体となって動いているので、この『公開質問状』も、一本化したものを両者あてに提出することとする。

一、松山市当局及び松山市教育委員会が行ったこと

- ① 松山市当局は、各自治会を通して、NHKスペシャルドラマ『坂の上の雲』を見るよう、市民に対して促し、勧めた。
- ② 松山市教育委員会は、市内の児童・生徒とその保護者に対し、NHKスペシャルドラマ『坂の上の雲』を「家族そろって」見、さらに、それについて「語らう団らん」の場を設け」るよう促し、勧めた。

二、『質問』の前提として

(1) 松山市当局及び松山市教育委員会が行ったこととは何か

上記「両者」による上記「行為」は、公権力・公的機関が公金及び公的システムを使って、特定の放送局の特定の番組を市民に対し宣伝し、さらに、見るように勧め、促した、ということである。同番組の放送時間には他の数局の、それぞれ別の番組が放送されているにもかかわらず、である。

また、地方自治体や教育委員会などの公的機関は、本来＜万人の、万人のための＞機関であるものであり、ある特定のモノ・コト・勢力等のために存在しているのではないことは、言うまでもない。

まして、『坂の上の雲』という作品は、特定の歴史認識や価値観、ものの考え方・見方が示されている作品であり、それらに対する評価・立場は、個々の市民、それぞれで違っているものである。

とりわけ、日本による朝鮮の植民地支配を正当化し、朝鮮・中国を日本より劣等視する記述で一貫しているこの作品を、公的機関が市民全体に対し、宣伝し、勧めることは、松山市に住む在日朝鮮・韓国人、在日中国人市民らにとっては、耐え難いことに違いない。

「両者」の行為は、以上のような重大な問題を持つものであるにもかかわらず、「両者」は、上記「行為」を行ったのである。

(2) 市民の精神的自由権と公権力の関係について

① 日本国憲法は、市民の精神的自由権と公権力の関係を、どのように規定しているか

〈1〉 近代民主主義国家の原理

近代民主主義国家において、国家及び公権力・公的機関は価値中立的でなければならないこと、また、市民個人の内面に関与・干渉してはならないことは普遍的な原理であり原則である。

〈2〉 憲法第 19 条に見る、精神的自由権と公権力の関係

憲法第 19 条は、以下のように規定している。

「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」

この条文で示している、「公権力による市民の思想・良心の自由の侵害」の内容は、以下のように分類される。

〈ア〉 特定思想の強制

〈イ〉 特定思想をもつ、あるいはもたないことを理由とする不利益処遇

〈ウ〉 思想・良心の内容の告白強制

この〈ア〉の意味するものは、公権力が、特定の価値観・考え方・思想等を教育・宣伝などの手段によって市民に強制・勧奨することの禁止である。

「禁止行為」には、狭義の直接的強制のみではなく、勧め、推奨することも含まれる。市民個人間ではなく、公的権力による市民への勧め・奨励・促しは、準強制的行為であ

ることを意味するからである。

〈3〉 憲法第 20 条に見る、精神的自由権と公権力の関係

精神的自由権の核心となるものとして〈信教の自由〉がある。その（公権力からの）自由を制度的に保障するものとして、いわゆる「政教分離」の原理・原則がある。

そのこととの関係で、憲法第 20 条 3 項は、以下のような規定をしている。

「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」

この規定は、国・県・市等の公的権力が、市民（の内面）に対し、直接の教化活動をしてはならないということと同時に、特定の宗教及び宗教団体を優遇したり、そのこと関与・結びつくことの禁止を含んでいる。

公権力が特定の宗教・宗教団体を優遇する、評価する、勧めるということは、その「宗教」を公権力が公認することを意味し、そのことによって、それ以外の宗教及びその信仰者を、公的に劣位に置き、ひいては否認し、排除することへとつながるからである。さらに、その（公認）「宗教」に批判的な考え方・個人の否認、排除へとつながるからである。

つまり、公権力による、特定の宗教・思想・価値観・考え方の優遇、評価、推奨は、市民個人々の〈内面の自由〉に対する明白な侵害なのである。

また第 89 条には、以下のような規定がある。

「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

これらの条文の意味するものは、本来、〈万人の、万人のための政府・公的機関〉が、特定の宗教（団体）のみ支持・優遇し、本来、〈万人のための機関〉〈万人のための公金・公的財産〉であるはずのもの、あるべきものを使い、駆使して、その特定宗教（団体）のみを「万人」に勧め、宣伝することの禁止、ということである。

これは、ひとり宗教と公的権力との関係の在り方の規定のみにとどまらない。

憲法の第 19 条から 21 条及び 23 条に記されている精神的自由権 —— 〈内面の自由の権利〉は、この 20 条に規定されている、〈信教の自由の権利〉の先駆的獲得をその歴史的出発点とし、それを核心として、そこから広がり、発展して —— させてきたものである。

つまり、この 20 条で示されている公的権力と宗教（団体）の関係の在り方は、そのまま、公的権力と精神的自由権の在るべき関係の形を示すものでもあり、それはすなわち、公的権力と精神的価値及びそれらが表象・表現されているモノ・作品等との在るべき関係の形を示すものでもあるのである。

したがって、この第 20 条の規定には、価値中立的であるべき公的権力が、一定の価値観を有する、ある特定の書物・美術・映像作品等（のみ）を、公的機関と公金を使って、市民に勧め、推奨すること——市民個人の内面へと関与・干渉していくことの禁止も、当然ながら含まれているのである。

とりわけ、朝鮮の植民地支配を正当化し、かつ、朝鮮・中国を日本より劣等視する記述で一貫している、この『坂の上の雲』を、公的権力・機関が、在日朝鮮・韓国人、在日中国人をも含む市民に対して推奨することが、人権上・道義上・憲法上どのようなことを意味するのかを、当該公的権力は認識しなければならない。

② 『坂の上の雲』とは、どのような内容の作品か

〈1〉 原作『坂の上の雲』

『坂の上の雲』の内容の特徴を要約して列記すると以下ようになる。
(詳しくは『検証「坂の上の雲」—— その、あまりにも独善的・自国中心的なるもの ——』をご覧ください。)

- 〈ア〉 歴史的事実の無視・歪曲・偽造
- 〈イ〉 誇大妄想的な域にまで達している「明治日本」賛美
- 〈ウ〉 アジアへの蔑視 —— 日本型オリエンタリズム ——
- 〈エ〉 女性蔑視
- 〈オ〉 国家統治者の目線・立ち位置で日清・日露戦争及び「明治日本」を描いている。

特に、この作品の中心となる日露戦争の捉え方・評価・「定義づけ」は、〈歴史的事実〉に全く反しており、扶桑社版・自由社版のものを除けば、現行の中学歴史教科書（各社）の日露戦争についての評価・記述とも違っているものである。

また、評論と呼んでもよいような、この作品の語りの部分で、作者は、歴史上の出来事はじめ、さまざまなことがらに対して、自らの評価や価値づけ、定義等、精神的価値に関わる多くの主張・意見・考え方等をはっきりと表現・表明している。

〈2〉 ドラマ『坂の上の雲』

NHKは、このドラマの企画意図を以下のように表明している。

「〔前略〕

近代国家の第一歩を記した明治という時代のエネルギーと苦悩をこれまでにないスケールのドラマとして描き、現代の日本人に勇気と示唆を与えるものになりたいと思います。

〔中略〕

「坂の上の雲」は、国民ひとりひとりが少年のような希望をもって国の近代化に取り組み、そして存亡をかけて日露戦争を戦った「少年の国・明治」の物語です。そこには、今の日本と同じように新たな価値観の創造に苦悩・奮闘した明治という時代の精神が生き生きと描かれています。

この作品に込められたメッセージは、日本がこれから向かうべき道を考える上で大きなヒントを与えてくれるに違いありません。 」

(NHK広報資料)

「勇気と示唆を与える」、「新たな価値観の創造に苦悩・奮闘した明治という時代の精神」、「この作品に込められたメッセージは、日本がこれから向かうべき道を考える上で大きなヒントを与えてくれる」等々、明らかに、〈市民個人の内面（の価値）〉に強く関与し、関わろうとする制作者の明瞭な意欲と意図の下に、このドラマ『坂の上の雲』は作られているのである。

③ 松山市当局と『坂の上の雲』

松山市は、当初の「『坂の上の雲』記念館基本計画（抄）」に、以下のように記している。

「 記念館設立の理念は、歴史の転換期にあたる今日の困難な状況に直面して、『坂の上の雲』という作品に描かれた主人公たちの気概と生き様を、時代を超えた真理として学び、蘇らせ、来館者それぞれに自己実現の動機付けと機会を提供することにある。 」

ここには、松山市という公的機関・公的権力が、『坂の上の雲』という特定の作品の中に書かれていることを「時代を超えた真理」と断じて、「来館者に自己実現の動機付けと機会を提供する」——つまり市民個々人の内面に深く介入し、「動機付け」まで行おうとしていることが、はっきりと記されている。

また、松山市が現在掲げている『坂の上の雲』まちづくり基本理念」においては、〈歴史的事実〉に反する、司馬の「明治期日本」に対する認識・評価を無条件に、正しいものとしており、『坂の上の雲』に描かれるところの、その特定の「明治期日本に対する認識」を大前提として、「まちづくり」を行っていくことを表明している。

これは、ある特定の歴史認識の、しかも歪曲・偽造されたその、市民（の内面）に対する強要と言い得るものである。『坂の上の雲』で描かれている「明治期日本像」は、当会制作のブックレット『検証「坂の上の雲」—— その、あまりにも独善的・自国中心的なるもの —— 』で、具体的史料に基いて明らかにしたように、〈歴史的事実〉に基くと

ころのそれでは決してなく、「明治期日本」を賛美したいという司馬の欲望と意図によって恣意的につくり上げられたものなのである。

以下、上記「基本理念」から、関連箇所をピックアップすることとする。

「この物語によって明治という時代が、まばゆいほど、光り輝いてくるのである。」

「明治という時代を〔略〕今に生かせるものとして再評価する試みは、今後もこの物語を起点として進められるだろう。すなわち、『坂の上の雲』によって、松山のまちづくりを考えるとき、明治の再評価をその土台とする必要があるだろう。これは、司馬遼太郎さんが松山にのこしてくれた大いなる遺産といえるのである。」

「『坂の上の雲』に共感した私たちは、細部に宿るこれらのテーマに共鳴し、21世紀のまちづくりの貴重な指針にしようとしているのである。」

『ブックレット』の第四章で明らかにしたように、司馬は、「明治期日本」を賛美したり、肯定的「明治日本像」をつくりたいという、強い欲望と意図を持っていた。

特定の欲望と特定の意図 —— つまり特定の視角・視点を定めて、そこから世界を見ることによってつくられる世界像・世界認識は、通俗的な使い方をそのまま採用すれば、それは、いわゆる「イデオロギー」である。司馬の「明治期日本像」は、このような意味での「イデオロギー」に他ならない。

つまり、松山市当局が、「まちづくり」という名において行っていることは、この「イデオロギー」の、市民（の内面）への強要なのである。

（3）松山・平澤『友好協定』と上記「両者」による上記「行為」との関係

「松山市・平澤市 友好交流に関する協定書」には以下のようにある。

「日本国 愛媛県 松山市と大韓民国 京畿道 平澤市は、両市民の相互理解と友情を増進させ、両市の繁栄と友好関係の発展に寄与するために、友好交流に関する協定を次のとおり締結する。

1、両市は、信頼と友好の精神に基づき、相互に協力関係を維持する。

〔以下略〕

」

既に述べたように、『坂の上の雲』は、朝鮮を植民地化するための戦争であった日露戦争を、「祖国」を「防衛」するために仕方のなかった戦争であるとし、朝鮮の植民地化そのものも正当化し、さらに、朝鮮を日本より劣等視する記述が随所に見られるような作品である。

そのような作品をドラマ化したものの放送を市民こぞって見るように勧め、促す松山市当

局及び教育委員会の行為は、「両市民の相互理解と友情を増進させ」ないばかりか、それに反し、逆行させる行為ではないだろうか。

三、 質問

- (1) 松山市長・松山市当局及び松山市教育委員会は、「一」に記したところの行為をするにあたって、「二」で示したような、自らの行為と憲法の関係について ―― つまり、自らの行おうとすることが憲法に違反しないかどうかについて、その検討を行いましたか？

[はい いいえ]

① 「はい」と答えた場合は、その検討内容と検討結果をお答えください。

② 「いいえ」と答えた場合は、検討しなかった理由を教えてください。

- (2) すでに行った「二」の行為について、それは、憲法に違反していると、現在は、考えていますか？

[違反している 違反していない]

① 「違反している」と答えた場合は、その理由をお聞かせください。

② 「違反していない」と答えた場合は、その理由と法的根拠を、明瞭かつ具体的にお答えください。

- (3) 『坂の上の雲』の中心内容である日露戦争が「祖国防衛戦」であったとする司馬の捉え方・認識は、〈歴史的事実〉に合っていると考えていますか？

[合っている 合っていない]

① 「合っている」と答えた場合は、その根拠を、具体的史料に基いて示して下さい。

- (4) 今回、「一」の行為をするにあたって、市内の児童・生徒を含む松山市民の中には、在日朝鮮・韓国人、在日中国人もいることを想定かつ考慮しましたか？

[した しなかった]

